

使用料等改定Q & A 集

「よくあるご質問」

目 次

Q 1 . これまでの使用料等の見直しは？	1
Q 2 . 使用料等の見直しを行った理由は？	1
Q 3 . 貸出施設の「維持管理コスト」とは？	1
Q 4 . 今回の使用料等改定で「維持管理コスト」に人件費を加えた理由は？	1
Q 5 . 物件費等及び人件費にかかる原価計算の算定方法は？	2
Q 6 . 使用料等の算定、検証方法は？	2
Q 7 . なぜ最大徴収使用料を分析するの？	2
Q 8 . 施設使用料等改定の対象施設は？	3
Q 9 . 公費負担と受益者負担とは何ですか？	3
Q10 . 今回の使用等の分析結果は？	4
Q11 . 今回の施設使用料等の改定率は？	4
Q12 . 個々の貸出施設に着目した改定はしないのですか？	5
Q13 . 個人使用料の取扱はどうなりますか？	5
Q14 . いつから使用料等は改定されますか？	5

使用料等見直しについての Q & A

Q 1 : これまでの使用料等の見直しは？

A : 江東区では、施設使用料について受益者負担の原則に基づき、これまで 3 年ごとに検証を行ってきました。改定状況については、平成 12 年度に施設使用料全体で平均 20%の改定を実施し、現在に至っています。なお、平成 18 年度には、文化センターやスポーツ施設の駐車場の有料化を実施しています。

Q 2 : 使用料等の見直しを行った理由は？

A : 平成 23 年 10 月策定の「江東区行財政改革計画」で、「受益者負担の原則」が明記され、引き続き定期的な見直しを実施することとなりました。「受益者負担の原則」とは、貸出施設の維持管理に必要な経費を全て税金で賄った場合、施設を利用する区民と利用しない区民との間に不公平が生じることから、施設を利用する区民の方に維持管理費の範囲の中で、サービスの利用に見合った応分の負担を頂くものです。

Q 3 : 貸出施設の「維持管理コスト」とは？

A : 貸出施設の維持管理に必要な経費（コスト）は、物にかかる経費（光熱水費、清掃費、保守委託などの物件費等）と人にかかる経費（貸出業務に従事する職員等の人件費）を「維持管理コスト」として、使用料等算定の基礎となる原価としています。

なお、投資的な経費（施設の建設経費等）については、全ての区民に対して、施設の利用機会を公平に提供することを前提としていることから、使用料等算定の基礎となる維持管理コストの対象外としています。

Q 4 : 今回の使用料等改定で「維持管理コスト」に人件費を加えた理由は？

A : これまで維持管理コストは、物件費等のみを原価計算の対象として分析してきました。

今回の使用料等の改定においては、貸出施設の維持管理に必要な人件費も加えることで、貸出施設の維持管理のために実際に必要となる「維持管理コスト」を原価計算の基礎となるコストとしました。

また、受益者負担と公費負担の割合なども含めた負担割合についても検討しています。

Q 5 : 物件費等及び人件費にかかる原価計算の算定方法は？

A : 使用料等の算定にあたっては、物件費等、人件費の全ての経費を対象経費として算定するのではなく、貸出施設の面積や業務割合により、算定を行っています。

【物件費等・人件費の算定方法】

- 物件費等 = (光熱水費、委託料、清掃料等) × 貸出対象面積率
(貸出対象面積率とは、施設の全体面積うち貸出施設の面積割合です)
- 人件費 = 職員一人当たり単価 × 職員数(人工) + 人件費相当委託料
(人工とは、職員が貸出業務に従事する割合です)

Q 6 : 使用料等の算定、検証方法は？

A : 使用料等の算定方法については、決算に基づく維持管理コストと現行使用料との乖離をもって、使用料等改定率の基本としています。

なお、現行使用料については、最大徴収使用料を分析の対象としています。

* 最大徴収使用料とは、以下の と の合算額で積算しています

現行使用料において、貸出施設が全ての貸出時間帯で利用された場合に見込める最大団体使用料

個人使用は、最大徴収額を合理的に算出できないため、個人利用の決算額を相当額と整理

【基本的な改定率の算定方法】

- 改定率 = 維持管理コスト ÷ 最大徴収使用料

Q 7 : なぜ最大徴収使用料を分析するの？

A : 最大徴収使用料と使用料等実績については、大幅な乖離があります。この乖離の理由は、施設の空き室及び減額・免除などであり、使用料等の実績は最大徴収使用料と比較すると約 50%程度となっています。

従って、最大徴収使用料で分析することで、貸出施設の空き室や減額・免除での使用分については、使用料等算定の対象から除かれ、施設利用者の負担軽減につながっています。

【平成 22 年度決算】

- 最大徴収使用料 1,535,656 千円
- 平成 22 年度：使用料実績（改定率） 701,814 千円（45.7%）

Q 8 : 施設使用料等改定の対象施設は？

A : 今回の使用料等改定の対象施設は、公の施設で施設使用料（指定管理施設は利用料金）を徴収している 32 施設です。

これまでは全施設を一括して分析をしていましたが、今回の分析では、貸出施設の設置目的や運営状況等を勘案し、「文化センター系」「スポーツ施設系」「区民館系」の 3 つのカテゴリーに分類し、それぞれのカテゴリーごとに検証を行いました。

なお、「区民館系」は、福社会館や児童館など施設使用料が目的外利用を除き原則無料となるなど、施設により状況が大きく異なることから、区民館を基準施設として分析しています。

【カテゴリー別分類】

- 文化センター系：文化センター、江東公会堂、深川江戸資料館など
- スポーツ施設系：スポーツセンター、夢の島競技場、野球場など
- 区民館系：区民館、青少年センター、福社会館、児童館など

Q 9 : 公費負担と受益者負担とは何ですか？

A : 新たな分析方法として、維持管理コストの対象経費には物件費等のほか、貸出施設の人件費を含め、現行使用料との乖離分について、公費負担と受益者負担の割合をそれぞれ 1 / 2 と設定しました。

公費負担分については、維持管理コストの削減等の効率的な施設運営に取り組むを行うこと、受益者負担分については、施設利用者に応分の負担をお願いする使用料の改定分として整理しました。

なお、改定にあたっては Q 8 にあるとおり、全対象施設を一括に分析するのではなく、3 つのカテゴリーごとに分析をして、改定率を算出しています。

【使用料等改定率の積算方法】

- 使用料改定率(利用者負担分) = 維持管理コスト ÷ 最大徴収使用料 × 1 / 2

Q 1 0 : 今回の使用等の分析結果は？

A：平成 22 年度決算に基づき対象施設全体の維持管理コストと使用料実績（決算額）を比較すると、3・36 倍の大幅な乖離が発生しています。

そこで、今回の施設使用料の改定にあたって、「いままでの分析手法」及び「新たな分析手法」の双方において分析した結果、約 1・20 倍の改定が必要となっています。

【いままでの分析手法】

- 維持管理コスト（物件費等）と最大徴収使用料との分析結果では、現行使用料との乖離が 1・18 倍

【新たな分析手法】

- 維持管理コスト(物件費等＋人件費)と最大徴収使用料との分析結果では、1・54 倍の乖離、→ 1/2 を受益者負担とし、カテゴリー別分析をすると、現行使用料との乖離が文化センター系及びスポーツ施設系で 1・20 倍、区民館系 1・10 倍

Q 1 1 : 今回の施設使用料等の改定率は？

A：今回の使用料等の改定率では、人件費を含めた維持管理コストにおいて、受益者負担の適正化と維持管理コスト縮減による公費負担、現行の施設運営状況に十分に反映した新たな分析手法による検討結果としました。

【分析結果概要】

単位:千円

区 分	文化センター系	スポーツ施設系	区民館系
維持管理コスト	854,799	1,221,313	50,884
最大徴収使用料	574,929	791,852	39,619
乖 離 率	1.49	1.54	1.28
受益者負担割合	1/2		
改 定 率	1.20	1.20	1.10

Q 1 2 : 個々の貸出施設に着目した改定はしないのですか？

A : 同じ目的で設置された貸出施設であっても、施設の立地条件や建設年度、職員等の人事配置により、個々の施設で維持管理コストを分析すると乖離率に格差が生じ、同一の設置目的や運営形態であるにも関わらず、施設間で不均衡が生じることとなります。

そこで、類似施設ごとのカテゴリー別分類による分析結果を料金設定に反映させ、施設、地域間でのバランスを確保しています。

Q 1 3 : 個人使用料の取扱はどうなりますか？

A : 今回の使用料等見直しでは、維持管理コストの積算上、個人利用も含めて分析を行い、個人利用料も今回の改定対象となっています。

個人利用料は、原則として一般利用料金は改定しますが、特例措置として、現行区分にある小中学生及び区内在住の 65 歳以上の高齢者に対しては、引上げは行わず、料金を据置きとしています。

なお、障害者の方については、既に減額・免除の対応が図られています。

【特例措置】

- 文化センター系（深川江戸資料館、芭蕉記念館）：小中学生（観覧料）
- スポーツ施設系（プール、夢の島陸上競技場等）：小中学生、高齢者

Q 1 4 : いつから使用料等は改定されますか？

A : 今回の使用料等改定については、24 年 3 月に議会で条例改正の議決を受けたのち、区民の皆さんへの十分な周知期間や準備期間等を確保するため 6 か月の経過措置を設け 10 月 1 日の使用承認分から新使用料を適用します。今後、区報、ホームページ、各施設において、利用者の皆さんに混乱が生じないように対応してまいりますので、ご理解をお願いいたします。